

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第90回理事会(EB#90)概要報告

2016年 7月23日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2016年 7月18日 (月) - 7月22日 (金)

場 所 ドイツ・ボン・国連ドイツ本部棟会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Tariq M I. (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Eduardo C. (ペルー/議長)	Arthur R. (バハマ)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Joseph A. (カメルーン)
島嶼国 SIDS	Amjad A. (モルジブ)	Garald L. (ジャマイカ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	Moises A.J. (ドミニカ)
Non-An.1	Duan M. (中華人民共和国)	Miguez J.D. (ブラジル)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E. (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/独/副議長)	Piotr D. (EU/ポーランド)
Annex-1	戒能 一成 (日本)	Lambert S. (EU/独)

(斜体欠席)

2. 運営管理 (議題2.1～)

2-1. CDM制度の整合化・簡素化作業

(会議前Annex-12)

1) 背景 - 一昨年からの継続事業。炭素市場需要の低迷を背景に、過度に複雑化した制度の整合化・簡素化と「規制緩和」作業を継続。追加確認分を今次議論。

2)・3) 結果・議論 - 以下のとおり。

a 有効化(validation)・確認(verification)時の現地調査不要要件明確化 (合意)

- 有効化(validation)時については、以下の場合のみ現地調査を必須とする;
 - ・ 推定年間排出削減量が 100,000t-CO₂eq を越える事業である場合 又は
 - ・ 事業実施前の設備・機器・状態などが事業開始後では確認できなくなる場合
- 確認(verification)時については、以下の場合のみ現地調査を必須とする;
 - ・ 当該DOEにおいて該当事業に関する最初の確認(verification)となる場合
 - ・ 前回の現地調査から 3年以上が経過している場合 又は
 - ・ 前回の現地調査から累計 300,000t-CO₂eq 以上を発行している場合

b 同一DOEによる有効化(validation)・確認(verification)の実施可能要件明確化(再考)

- 現行の審査規範は DOE利用可能性など 4規範であるが、費用・削減規模など 3つの規範は「単独では決め手にならない」ものであり、抜本的再検討を実施。
- 事務局原案では最低 3つの DOEに打診して複数DOEの利用可能性を確認し何らかの利害相反防止措置をとるべしとの案であったが、理事会から不十分との異論が出、少なくとも 3つのDOEから「対応不能」との明確な回答を得た上で理事会が指定する明確な例示に基づいた利害相反防止措置を採るべき旨見解が一致。
- 当該 2つを許可要件の柱として次回要件案を再提示するよう事務局に指示。

c 集合事業(PoA)を脱退した個別事業の再登録の許容化 (再考)

- 事務局原案では前回合意と異なり同一PoAへの再登録のみ提案していたが、前回合意どおり 3類型(独立事業化、他PoA再登録など)を検討するよう再指示。

d 事業参加者合意書(MoC)の紛争防止措置 (再考)

- 事業参加者の脱退や登録連絡先(Focal Point)の倒産などによる消失時の措置について議論。基本的に理事会は肯定的であったが事務局に細部の再検討を指示。

5) 参考 - 現在迄に理事会で合意した内容については、次回 EB#91 で各種規約案として成案し、年末に向け各種手続規程文書(PS, VVS, PCP)の改訂を実施予定。

2-2. 指定認証機関(DOE)への支援関連 (会議前Annex-3,-4)

1) 背景 - 事業実績の低迷により DOEの事業撤退が相次いでいることから、登録費用(初期登録・更新・対象拡大を全て含む)の分割払いの可能性 及び CDMが10事業以下の国(URC)での DOE活動支援の必要性について議論。

2) 結果 - DOEの登録費用(US\$15,000)については、現行の一括払に加え、申請時に1/2払とし残り1/2を手続完了後 1年以内に払う 2分割払を認める旨決定。

- URCでの DOE活動支援については、時期尚早として現状維持を決定。

5) 参考 - 2分割払いについては今後信認基準(AS)を改正の予定。

2-3. 事業登録・発行の審査期間の合理化関連 (会議前Annex-12他)

1) 背景 - 締約国会議(CMP)依頼事項。2012年末に事業登録・発行が集中し審査期間が延びたことに鑑み、CMPより審査期間の合理化促進について指示あり。

2) 結果 - 事業実績の低迷により近年は審査期間が大幅に短縮化していることを確認。

- 一方で、CMPから特段の指示があったことを踏まえ、今後仮に登録・発行申請が増加した場合の措置について事務局に整理・報告を指示。

5) 参考 - CMP指示の背景は 2012年末の話であるが、CMPの意志決定には時間が掛かることから「過去の話を中心遅れで指示」している状況。個人的に実益は疑問。

2-4. 国際資金機関(IFI)による CDM事業への支援促進 (会議前 Annex-2)

1) 背景 - GCFなど気候変動問題に関連する国際資金機関(IFI)により CDM事業への支援を促進すべく、5月の補助機関会合でWSを開催。

- 当該WSの報告と今後の措置について議論。

2) 結果 - WSの結果は了承されたが、今後の国際資金機関(IFI)への働き掛けについては、事務局がどこまで関与するのかについて議論。事務局案を却下し再考を指導。

3. 個別案件 (議題3.1～) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. 認証機関(DOE)信認 Accreditation

2) 結果 2件の部分資格停止, 1件の要監視処分を承認。

E-0058 MASCI 資格停止 (Suspension)

E-0037 RINA SS-6, 7 を追加的に資格停止, SS-8 資格停止を継続

E-0031 PRJCES 要監視処分 (Under Observation)

5) 参考 E-0001 JQA SS-9 からの自発的撤退申請を受理。

3-2. 登録 Registration (該当なし) 本会議時点での登録事業は 8,073件に到達

3-3. 発行 Issuance (該当なし) CER発行実績は 17.04億t-CO2に到達

3-4. 同一認証機関(DOE)による有効化(Validation)・検証(Verification)の実施

2) 結果 - 1件の申請を却下 (JQA)

5) 参考 - 事業簡素化・整合化で当該規制の見直しを実施中。(上記 2-1. b 項参照)

4. 制度改正 / 事業基準・方法論 (議題4.1, 4.2)

4-1. 追加性証明の新たな手法について (会議前Annex-14)

- 1) 背景 - 継続検討事項。CDM事業登録の鍵となる「追加性」の証明手法について見直しを実施。新たな追加性証明手法について事務局・方法論パネル(MP)から再提案有。
- 2) 結果 - 確率論的証明手法については、複雑性・割引の妥当性などの観点から個別事業への適用は不可とし、特定の技術分野での応用について再検討を事務局に指示。
 - 第一号案件(FOIK)と技術普及評価(Common Practice Analysis)については、比較対象群の要求事項や閾値の妥当性について再検討を事務局に指示。
 - 拒絶リスト(Negative List)については現状では作成不可とすることを決定。
 - 事前検討要件(Prior Consideration)については現状規程維持を決定。
- 3) 議論 - 確率論的証明手法については、現状の±10%の感度分析による粗い判断に代わる手法として意味があると思われたが、複数の理事から「過度に複雑で事業者側の負担過大」「排出量の「割引」は不可」との異論が出、上記の結果となった。
 - これに関連し、現行方法論で排出量に安全係数を掛けるなど「割引」をしている事例の整理・説明を事務局に指示。(会議録para53)

4-2. 自動追加性事業の標準登録テンプレート整備 (会議前Annex-13)

- 1) 2) 背景・結果 - CDM事業のうち太陽光・地熱など自動的に追加性が認められる事業について利用促進のため標準登録テンプレートを整備。採択。

4-3. 方法論関連の規程整理・整備 (会議前Annex-15, 方法論パネル提案他)

- 1) 背景 - 継続検討事項。CDMの利用促進のため、既存規程の整理・整備、新たな方法論拡大分野の模索(都市・運輸・農業など)を実施。
- 2) 結果 - 方法論体系化については、実需と必要経費を踏まえ事務局に再検討を指示。
 - 追加性証明複合ツールの利用拡大については、原提案では制度が複雑化する割に実益が疑問であるとし、事務局に再検討を指示。
 - 都市分野への方法論拡大については、新たな追加性証明手法の開発や演繹的な方法論開発が必要との提案を承認、更に細部を検討するよう事務局に指示。
- 3) 議論 - これに関連し、過去の演繹的方法論開発事例(Top-down Methodology)について、事業が事務局の自己目的化する傾向を懸念し、過去の開発事例につき利用実績がどの程度あるのか整理し報告するよう事務局に指示。(会議録para53)

4-4. 再生不能バイオマス率(fNRB)関連規程整備 (小規模WG提案他)

- 1) 背景 - 天然薪など砂漠化を促進する再生不能バイオマスについては、国別に比率を定めるなど過去CDM事業として積極的に認めてきたが、制度の見直しを実施。
- 2) 結果 - 国別再生不能バイオマス率(fNRB)は、既承認分を含め有効期限 5年とする。
 - 当該fNRBの改訂手続は、標準化ベースラインの改訂手続に従うべきこと。

4-5. 方法論関連改訂概要 (全て承認分, 詳細は会議後各Annex参照)

- TOOL# 16 Project and leakage emissions from Biomass
TOOL#5・#6 関連改訂 (ACM0025,AM0018,0037,0046,0052,0058,0059,0060)
AMS-I.E Switch from non-renewable Biomass for thermal applications
AMS-II.G Energy efficiency measures in thermal applications on non-ren. Bio.
AMS-III.AJ Recovery and recycling of materials from solid wastes

次回理事会(EB#91) 2016年 9月13日(火)～ 9月17日(土), ドイツ・ボンにて開催予定